「この公告は、衛生植物検疫措置の適用に関する協定第7条」 及び附属書Bの5(a)に基づくものです。

食品、添加物等の規格基準の一部改正について

下記のとおり、食品、添加物等の規格基準(昭和34年厚生省告示第370号)の一部改正を行う予定であるので、お知らせします。ご意見のある場合には、理由を付して文書でご提出ください。

記

1 件名

食品、添加物等の規格基準(昭和34年厚生省告示第370号)の一部改正

2 対象

- ・肉及び食用のくず肉(02.01, 02.02, 02.03, 02.04, 02.05, 02.06, 02.07, 02.08, 02.09)
- ・魚並びに甲殻類、軟体動物及びその他の水棲無脊椎動物(03.02, 03.03, 03.04, 03.06, 03.07, 03.08)
- ・酪農品、鳥卵及び天然はちみつ(04.01, 04.07, 04.08, 04.09)
- ·動物性生產品(05.04)
- ・食用の野菜、根及び塊茎 (07.02, 07.03, 07.05, 07.07, 07.08, 07.09, 07.10)
- ・食用の果実、ナット及びかんきつ類の果皮(08.01, 08.02, 08.03, 08.04, 08.05, 08.06, 08.07, 08.08, 08.09, 08.10, 08.11, 08.14)
- ・コーヒー、茶及び香辛料 (09.01, 09.02, 09.04, 09.05, 09.06, 09.07, 09.08, 09.09, 09.10)
- •穀物(10.01, 10.02, 10.03, 10.04, 10.06, 10.07, 10.08)
- ・採油用の種及び果実、各種の種及び果実(12.01, 12.07, 12.12)
- ・動物性又は植物性の油脂(15.01, 15.02, 15.06, 15.09)

3 趣旨及び目的

食品の安全性を適切に確保する必要性があることから、食品、添加物等の 規格基準の一部を改正し、食品中の農薬ブプロフェジンに係る残留基準値 を改正する。

4 施行予定日

意見提出期限後、一定の周知期間の後、施行する予定

5 照会先

厚生労働省健康・生活衛生局 食品基準審査課残留農薬等基準審査室 〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2 TEL 03-5253-1111 内線 4290

FAX 03-3595-2432

6 意見提出期限

「この公告は、衛生植物検疫措置の適用に関する協定第7条 及び附属書Bの5(a)に基づくものです。

食品、添加物等の規格基準の一部改正について

下記のとおり、食品、添加物等の規格基準(昭和34年厚生省告示第370号)の一部改正を行う予定であるので、お知らせします。ご意見のある場合には、理由を付して文書でご提出ください。

記

1 件名

食品、添加物等の規格基準(昭和34年厚生省告示第370号)の一部改正

2 対象

- ・肉及び食用のくず肉(02.01, 02.02, 02.03, 02.04, 02.05, 02.06, 02.07, 02.08, 02.09)
- ・魚並びに甲殻類、軟体動物及びその他の水棲無脊椎動物(03.02, 03.03, 03.04, 03.06, 03.07, 03.08)
- ・酪農品、鳥卵及び天然はちみつ(04.01, 04.07, 04.08, 04.09)
- ·動物性生產品(05.04)
- ・食用の野菜、根及び塊茎(07.02,07.07,07.08,07.09,07.10)
- ・食用の果実及びナット (08.06, 08.07, 08.08, 08.09, 08.10, 08.11)
- ·穀物 (10.01, 10.02, 10.03, 10.04, 10.07, 10.08)
- ・採油用の種及び果実、各種の種及び果実(12.10)
- ・動物性の油脂(15.01, 15.02, 15.06)

3 趣旨及び目的

食品の安全性を適切に確保する必要性があることから、食品、添加物等の 規格基準の一部を改正し、食品中の農薬シフルフェナミドに係る残留基準 値を改正する。

4 施行予定日

意見提出期限後、一定の周知期間の後、施行する予定

5 照会先

厚生労働省健康・生活衛生局 食品基準審査課残留農薬等基準審査室 〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2 TEL 03-5253-1111 内線 4290

FAX 03-3595-2432

6 意見提出期限

この公告は、衛生植物検疫措置の適用に関する協定第7条 及び附属書Bの5(a)に基づくものです。

食品、添加物等の規格基準の一部改正について

下記のとおり、食品、添加物等の規格基準(昭和34年厚生省告示第370号)の一部改正を行う予定であるので、お知らせします。

記

1 件名

食品、添加物等の規格基準(昭和34年厚生省告示第370号)の一部改正

2 対象

- ・食用の野菜、根及び塊茎(07.04,07.05,07.06,07.09,07.10)
- 香辛料 (09.10)
- ・採油用の種及び果実、各種の種及び果実(12.12)

3 趣旨及び目的

食品の安全性を適切に確保する必要性があることから、食品、添加物等の 規格基準の一部を改正し、食品中の農薬ジクロロメゾチアズに係る残留基 準値を改正する。

4 施行予定日

一定の周知期間の後、施行する予定

5 照会先

厚生労働省健康・生活衛生局 食品基準審査課残留農薬等基準審査室= 100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2 TEL 03-5253-1111 内線 4290 FAX 03-3595-2432

6 意見提出期限

意見提出不可

この公告は、衛生植物検疫措置の適用に関する協定第7条 及び附属書Bの5(a)に基づくものです。

食品、添加物等の規格基準の一部改正について

下記のとおり、食品、添加物等の規格基準(昭和34年厚生省告示第370号)の一部改正を行う予定であるので、お知らせします。

記

1 件名

食品、添加物等の規格基準(昭和34年厚生省告示第370号)の一部改正

2 対象

- ・魚並びに甲殻類、軟体動物及びその他の水棲無脊椎動物(03.02, 03.03, 03.04, 03.06, 03.07, 03.08)
- •穀物 (10.06)

3 趣旨及び目的

食品の安全性を適切に確保する必要性があることから、食品、添加物等の 規格基準の一部を改正し、食品中の農薬ジメスルファゼットに係る残留基 準値を改正する。

4 施行予定日

一定の周知期間の後、施行する予定

5 照会先

厚生労働省健康・生活衛生局 食品基準審査課残留農薬等基準審査室 〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2 TEL 03-5253-1111 内線 4290 FAX 03-3595-2432

6 意見提出期限

意見提出不可

この公告は、衛生植物検疫措置の適用に関する協定第7条 及び附属書Bの5(a)に基づくものです。

食品、添加物等の規格基準の一部改正について

下記のとおり、食品、添加物等の規格基準(昭和34年厚生省告示第370号) の一部改正を行う予定であるので、お知らせします。

記

1 件名

食品、添加物等の規格基準(昭和34年厚生省告示第370号)の一部改正

2 対象

・食用の野菜、根及び塊茎 (07.01, 07.10)

3 趣旨及び目的

食品の安全性を適切に確保する必要性があることから、食品、添加物等の規格基準の一部を改正し、食品中の農薬 1,4-ジメチルナフタレンに係る残留基準値を改正する。

4 施行予定日

一定の周知期間の後、施行する予定

5 照会先

厚生労働省健康・生活衛生局 食品基準審査課残留農薬等基準審査室 〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2 TEL 03-5253-1111 内線 4290 FAX 03-3595-2432

6 意見提出期限

意見提出不可

(この公告は、衛生植物検疫措置の適用に関する協定第7条) 及び附属書Bの5(a)に基づくものです。

食品、添加物等の規格基準の一部改正について

下記のとおり、食品、添加物等の規格基準(昭和34年厚生省告示第370号)の一部改正を行う予定であるので、お知らせします。ご意見のある場合には、理由を付して文書でご提出ください。

記

1 件名

食品、添加物等の規格基準(昭和34年厚生省告示第370号)の一部改正

2 対象

- ・肉及び食用のくず肉(02.01, 02.02, 02.03, 02.04, 02.05, 02.06, 02.07, 02.08, 02.09)
- ・酪農品及び鳥卵(04.01,04.07,04.08)
- ·動物性生產品(05.04)
- ・食用の野菜、根及び塊茎 (07.01, 07.02, 07.03, 07.04, 07.05, 07.06, 07.07, 07.08, 07.09, 07.10, 07.13, 07.14)
- ・食用の果実、ナット及びかんきつ類の果皮(08.01, 08.02, 08.03, 08.04, 08.05, 08.06, 08.07, 08.08, 08.09, 08.10, 08.11, 08.14)
- ・コーヒー、茶、マテ及び香辛料 (09.01, 09.02, 09.03, 09.04, 09.05, 09.06, 09.07, 09.08, 09.09, 09.10)
- ·穀物 (10.01, 10.02, 10.03, 10.04, 10.05, 10.06, 10.07, 10.08)
- ・採油用の種及び果実、各種の種及び果実 (12.01, 12.02, 12.04, 12.05, 12.06, 12.07, 12.10, 12.12)
- ・動物性又は植物性の油脂(15.01, 15.02, 15.06, 15.12)
- ・ココア及びその調製品(18.01)

3 趣旨及び目的

食品の安全性を適切に確保する必要性があることから、食品、添加物等の 規格基準の一部を改正し、食品中の農薬パラコートに係る残留基準値を改 正する。

4 施行予定日

意見提出期限後、一定の周知期間の後、施行する予定

5 照会先

厚生労働省健康・生活衛生局 食品基準審査課残留農薬等基準審査室 〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2 TEL 03-5253-1111 内線 4290

FAX 03-3595-2432

6 意見提出期限

この公告は、衛生植物検疫措置の適用に関する協定第7条 及び附属書Bの5(a)に基づくものです。

食品、添加物等の規格基準の一部改正について

下記のとおり、食品、添加物等の規格基準(昭和34年厚生省告示第370号)の一部改正を行う予定であるので、お知らせします。ご意見のある場合には、理由を付して文書でご提出ください。

記

1 件名

食品、添加物等の規格基準(昭和34年厚生省告示第370号)の一部改正

2 対象

- ・肉及び食用のくず肉 (02.01, 02.02, 02.03, 02.04, 02.05, 02.06, 02.07, 02.08, 02.09)
- ・酪農品、鳥卵及び天然はちみつ(04.01, 04.07, 04.08, 04.09)
- ·動物性生產品(05.04)
- ・食用の野菜、根及び塊茎 (07.01, 07.02, 07.03, 07.04, 07.05, 07.06, 07.07, 07.08, 07.09, 07.10, 07.13, 07.14)
- ・食用の果実、ナット及びかんきつ類の果皮(08.01, 08.02, 08.05, 08.06, 08.07, 08.08, 08.09, 08.10, 08.11, 08.14)
- ・マテ及び香辛料(09.03,09.04,09.05,09.06,09.07,09.08,09.09,09.10)
- ・穀物(10.01, 10.02, 10.03, 10.04, 10.05, 10.07, 10.08)
- ・穀粉 (11.02, 11.04)
- ・採油用の種及び果実、各種の種及び果実 (12.01, 12.02, 12.04, 12.05, 12.06, 12.07, 12.12)
- ・動物性の油脂(15.01, 15.02, 15.06)

3 趣旨及び目的

食品の安全性を適切に確保する必要性があることから、食品、添加物等の 規格基準の一部を改正し、食品中の農薬ピジフルメトフェンに係る残留基 準値を改正する。

4 施行予定日

意見提出期限後、一定の周知期間の後、施行する予定

5 照会先

厚生労働省健康・生活衛生局 食品基準審査課残留農薬等基準審査室 〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2 TEL 03-5253-1111 内線 4290 FAX 03-3595-2432

6 意見提出期限

「この公告は、衛生植物検疫措置の適用に関する協定第7条〕 及び附属書Bの5(a)に基づくものです。

食品、添加物等の規格基準の一部改正について

下記のとおり、食品、添加物等の規格基準(昭和34年厚生省告示第370号)の一部改正を行う予定であるので、お知らせします。ご意見のある場合には、理由を付して文書でご提出ください。

記

1 件名

食品、添加物等の規格基準(昭和34年厚生省告示第370号)の一部改正

2 対象

- ・肉及び食用のくず肉(02.01, 02.02, 02.03, 02.04, 02.05, 02.06, 02.07, 02.08, 02.09)
- ・酪農品、鳥卵及び天然はちみつ(04.01, 04.07, 04.08, 04.09)
- ·動物性生產品(05.04)
- ・食用の野菜、根及び塊茎 (07.01, 07.02, 07.03, 07.04, 07.05, 07.06, 07.07, 07.08, 07.09, 07.10, 07.13)
- ・食用の果実、ナット及びかんきつ類の果皮(08.05, 08.06, 08.07, 08.08, 08.09, 08.10, 08.11, 08.14)
- ・茶、マテ及び香辛料 (09.02, 09.03, 09.04, 09.05, 09.06, 09.07, 09.08, 09.09, 09.10)
- ·穀物 (10.01, 10.02, 10.03, 10.04, 10.05, 10.07, 10.08)
- ・採油用の種及び果実、各種の種及び果実(12.01, 12.02, 12.10, 12.12)
- ・動物性の油脂(15.01, 15.02, 15.06)

3 趣旨及び目的

食品の安全性を適切に確保する必要性があることから、食品、添加物等の 規格基準の一部を改正し、食品中の農薬及び動物用医薬品シフルトリンに 係る残留基準値を改正する。

4 施行予定日

意見提出期限後、一定の周知期間の後、施行する予定

5 照会先

厚生労働省健康・生活衛生局 食品基準審査課残留農薬等基準審査室 〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2 TEL 03-5253-1111 内線 4290 FAX 03-3595-2432

6 意見提出期限